

第14回韓国ジャンボリー派遣 派遣員募集要項

大韓民国・テグで開催される第14回韓国ジャンボリー大会に参加し、会場内外で行われる各種プログラムを体験する。日常のスカウト活動を通じて体得した知識・技能・精神を一層高めると共に、参加外国スカウトとの親善交歓により、国際理解と友情を深める。

名称： 第14回韓国ジャンボリー派遣
期間： 平成28年8月3日（水）～8月9日（火）7日間
場所： 大韓民国 テグ
人員： スカウト36人 指導者 4人 I S T 10人 計50人
経費： 参加者負担金は、1人あたり約15万円が見込まれる。

経費の内訳は、往復航空運賃約10万円（平成27年12月現在、同時期の東京発着エコノミークラス正規割引航空運賃参考）、大会参加費約2万円、準備訓練・派遣国内移動・支給品経費約3万円が見込まれている。ただし派遣期間中の小遣いは参加者負担金には含まれない。最終的な参加者負担金は航空運賃等の調整が行われた後に定められる。

日程（予定）： ※日程は韓国連盟との調整により変更になることがあります。
平成28年8月1日（月）東京都内に集合し、1泊2日間の準備訓練を行う
8月2日（火）準備訓練・結団式
8月3日（水）空路韓国に向かい、テグの大会会場にてキャンプイン
| 第14回韓国ジャンボリー大会に参加
8月8日（月）閉会式
8月9日（火）空路帰国し、国内の空港にて解団式の後、解散
※ I S Tは8月1日に出発する。
（出発直前または事前にI S T準備訓練を行う）

応募資格： 応募者は、次の各項を満たしていること

<スカウト>

- ① 平成28年8月2日時点で、中学2年生以上のボーイスカウトおよび17才以下のベンチャースカウト
- ② 平成26年度から継続して加盟登録している者
- ③ 応募時点において、ボーイは1級章以上、ベンチャーはベンチャー章（またはボーイ時に1級章）以上を取得している者
- ④ 心身ともに健康で、長期の海外派遣に耐える体力があり、かつ、派遣団員としての行動がとれる者

<国際サービスチーム員（I S T）>

- ① 大会開催時に満18歳以上（26歳未満が望ましい）の指導者またはベンチャースカウト、ローバースカウト（英語で業務ができる者）
- ② 平成26年度から継続して加盟登録している者
- ③ 応募時点で隊指導者基礎訓練課程（平成25年度以前は旧ウッドバッジ研修所）を修了している者（ベンチャースカウトを除く）
- ④ 心身ともに健康で、長期の海外派遣に耐える体力があり、国際サービスチーム員の業務を担当するに適した語学力・技能・経験と人柄を有する者

<指導者>

- ① 平成28年8月2日時点で満20歳以上の指導者
- ② 平成26年度から継続して加盟登録があり、応募時点で隊指導者基礎訓練課程(平成25年度以前は旧ウッドバッジ研修所)を修了している者
- ③ 心身ともに健康で、長途の海外派遣に耐える体力があり、日常会話以上の英語力がある者
- ④ 派遣団・隊指導者としての役務を果たし、またスカウトを指導するに適した経験と人柄を有する者

参加申し込み

- (1) 上記の資格を有する参加希望者は必要書類を整え、所属隊・団・地区の推薦を受け、所属県連盟の指定する期日までに所属県連盟に申し込む
- (2) 県連盟は、申込者を選考(面接を含む)の上、日本連盟に必要書類(指導者・スカウト別海外派遣参加申込書、健康調査書、県連盟面接結果通知書、各一通)を添え、推薦する。2人以上を推薦するときは、県連盟推薦順位をつける。
- (3) 県連盟から日本連盟への申し込みは、次の必要書類を添え **平成28年4月10日(日)** までに行う

提出書類

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 海外派遣参加申込書(スカウト・指導者別の所定の用紙) | 1通 |
| (2) 海外派遣参加健康調査書(所定の用紙) | 1通 |
| (3) 県連盟面接結果通知書 | 1通 |

日本連盟の選考

書類選考を行う

申込期日およびその他の期日

県連盟への申し込み 平成28年 月 日 ()

日本連盟への推薦 平成28年 4月10日(日)

派遣員の内定 平成28年 4月下旬

派遣員準備訓練

7月28日から2泊3日の準備訓練を行う。準備訓練時の結団式において、日本連盟より派遣員として任命される。

その他

- (1) 女子スカウトの参加
女子スカウトの参加については、女性指導者の引率が必要となる。女性指導者による引率体制が整わない場合、参加することが出来ない。
- (2) 派遣の延期または中止
以下の様な場合には、当該派遣が延期または中止されることがある
 - ・外務省による、渡航先国または地域への渡航延期勧告または危険情報の発出等
 - ・同、SARS・鳥インフルエンザ等の感染症情報の発出等
 - ・その他、派遣実施に支障があると判断された場合

以上